

## 試験問題（解答時間50分）（100点）

### 消費税法

#### 問1

次の文の  から  に当てはまるものを解答欄の選択肢から選びなさい。（計13点）

- (1) 資産の譲渡等とは、 として  を得て行われる資産の  及び貸付け並びに役務の提供をいう。
- (2) 課税資産の譲渡等とは、資産の  のうち、 とされるもの以外のものをいう。
- (3) 基準期間とは、次の期間をいう。
- ① 個人事業者…その年の
  - ② 法人…その事業年度の前々事業年度（前々事業年度が1年未満である法人については、その事業年度開始の日の  前の日の前日から同日以後  を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間）
- (4) 課税貨物とは、保税地域から引き取られる  のうち、 とされるもの以外のものをいう。
- (5) 調整対象固定資産とは、 以外の資産で、その資産に係る課税仕入れに係る支払対価の額の  相当額、特定課税仕入れに係る支払対価の額又は保税地域から引き取られるその資産の課税標準である金額が、一取引単位につき  以上のものをいう。
- (6) 適格請求書発行事業者とは、適格請求書発行事業者の  を受けた事業者をいう。

1. 事業	2. 前々年	3. 1年	4. 譲渡等
5. 対価	6. 非課税	7. 2年	8. 輸出免税等
9. 譲渡	10. 100万円	11. 外国貨物	12. 棚卸資産
13. $\frac{100}{110}$	14. 許可	15. 登録	

## 問2

次のそれぞれの場合において、正しい場合には解答欄に○を、誤りの場合には×をそれぞれ選択しなさい。(計16点)

- (1) 資産の譲渡が国内において行われたかどうかは、原則として譲渡時の資産の所在場所で判定する。
- (2) 役務の提供が国内において行われたかどうかは、原則として役務の提供が行われた場所で判定する。
- (3) 資産の貸付けが国内において行われたかどうかは、貸し付けた相手方の事務所等の所在地で判定する。
- (4) 法人が資産をその役員に対して贈与した場合は不課税取引である。
- (5) 事業の用に供している建物の売却は課税対象取引である。
- (6) 消費者が物品を個人輸入した場合は、事業者でなくても納税義務を負うため、その物品の個人輸入は課税対象取引である。
- (7) 個人事業者が事業用資金の取得のために行う家事用資産の譲渡は課税対象取引である。
- (8) 個人事業者が得意先に対して無償で役務の提供を行った場合は不課税取引である。

問3

家電製品の販売業を営むB法人の売上げ状況は次のとおりである。

この場合において、課税標準額（□円未満切捨後）を計算過程を示して求め、解答欄の□A□から□E□に数値を入力しなさい。

なお、課税標準額に計上される金額が無い項目には0円と回答すること。

また、問題文中の金額は全て消費税等を含む税込金額である。 (計5点)

- (1) 総売上高 2,400,000円  
(すべて消費者に対する売上高であり、軽減税率の対象となる取引は無い。)
- (2) 固定資産売却収入 200,000円  
(不要となった自動車を売却したものであるが、未経過の自動車税相当額8,000円が含まれている。)
- (3) その他の取引  
次に掲げる事項について未処理である。
  - ① 保養所施設をB法人の役員に対して無償で貸し付けたが、通常貸付けを行う場合の賃貸料は100,000円である。
  - ② B法人の役員に対して、絵画（時価300,000円）を贈与している。

計 算 過 程				
課税標準額（□円未満切捨）				
〔総売上高〕	〔固定資産売却収入〕	〔保養所施設の貸付け〕	〔絵画の贈与〕	
□ A □ 円	+ □ B □ 円	+ □ C □ 円	+ □ D □ 円	= □ □ □ □ 円
□ □ □ □ 円	× $\frac{\square}{\square}$	= □ □ □ □ 円	→ □ E □ 円	

問 4

次の文の  から  に当てはまるものを解答欄の選択肢から選びなさい。 (計18点)

- (1) 事業者（免税事業者を除く。）が、国内において （特定課税仕入れを除く。）を行った場合には、その課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、その課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額（注）の合計額を控除する。

（注） 積上げ：適格請求書に記載された課税仕入れに係る消費税額等の合計額 ×

割戻し：課税仕入れに係る支払対価の額 ×

- (2) (1)において、課税期間における課税売上高が5億円超であるとき又は課税期間における課税売上割合が  に満たないときは、課税仕入れに係る消費税額は、 又は  のいずれかにより計算した金額とする。

- (3)  により計算することとした事業者は、その方法により計算することとした課税期間の初日から同日以後  を経過する日までの間に開始する各課税期間においてその方法を継続して適用した後の課税期間でなければ  により計算することはできない。

- (4) 仕入税額控除は、事業者がその課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る  を保存しない場合には、その保存のない課税仕入れ等の税額については、適用しない。

ただし、課税仕入れが、適格請求書の交付義務が免除される取引に係るものである場合、従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当に係るものである場合その他一定の場合には、 の保存により仕入税額控除を適用できる。

1. 課税仕入れ等	2. 2年	3. 課税売上割合
4. 帳簿及び請求書等	5. $\frac{7.8}{100}$	6. 非課税仕入れ
7. 95%	8. 個別対応方式	9. 一括比例配分方式
10. 請求書等のみ	11. 90%	12. 課税仕入れ
13. 領収書	14. 帳簿または請求書等	15. 帳簿のみ
16. 1年	17. $\frac{10}{110}$	18. $\frac{7.8}{110}$
19. $\frac{78}{100}$		

問5

下記の取引の消費税法上の事業区分について第1種事業から第6種事業のいずれに該当するかを解答欄の選択肢から選びなさい。

なお、解答にあたっては、第1種事業の場合は解答欄に「1」を選択することとする。（計9点）

- (1) 税理士の税理士業務に係る顧問報酬。
- (2) 税理士の保険代理業務の手数料収入。
- (3) 飲食店を営む事業者が自社の店舗内で製造した飲食物を店内で飲食させた。
- (4) 飲食店を営む事業者が持帰り弁当の製造販売をした。
- (5) 不動産業を営む事業者が賃貸用建物（オフィスビル）の賃貸料が振り込まれた。
- (6) 不動産業を営む事業者が販売用に建売住宅（建物部分）を購入し、すぐに消費者に販売した。
- (7) 建設業を営む事業者が受注していた建物が完成し、引き渡した。
- (8) 建設業を営む事業者が元請から受注していた工事（原材料は全て元請から無償支給されている。）が完成し、引き渡した。
- (9) 建設業を営む事業者が自社で使っていた建築機械を同業者に売却した。

問6

次の文の  から  に当てはまるものを解答欄の選択肢から選びなさい。 (計12点)

- (1) 次の要件をいずれも満たす場合には、2割特例を適用して  を計算できる。
- ①  であること
  - ② 令和5年10月1日から令和  9月30日までの日の属する課税期間であること
  - ③  の登録がなければ  に該当すること
- (2)  の適用を受ける課税期間は、2割特例の対象とならない。
- (3) 2割特例は、事前の届出等の手続きは不要であり、  に付記すれば適用できる。

1. 課税標準額に対する消費税額	2. 課税事業者	
3. 9年	4. 簡易課税制度	5. 確定申告書
6. 11年	7. 適格請求書発行事業者	
8. 10年	9. 一般課税	
10. 適格請求書発行事業者の登録申請書	11. 免税事業者	
12. 8年	13. 控除対象仕入税額	14. 課税期間特例

問7

甲株式会社（以下「甲社」という。）は食料品（以下「商品」という。）の販売業を営んでいるが、甲社の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの当課税期間（事業年度）における取引等の状況は次の〈資料〉のとおりである。これに基づき、当課税期間における納付すべき消費税額及び地方消費税額を本則課税にて計算過程（判断を要する部分については、その理由を含む。）を示して求め、解答欄に数値を入力しなさい。なお、・・・は解答欄の選択肢から選びなさい。

なお、計算に当たっては、次の事項を前提とすること。 (計27点)

- (1) 基準期間における課税売上高は84,000,000円（税抜き）である。
- (2) 甲社は、消費税及び地方消費税の経理処理について税込経理方式を採用している。
- (3) 甲社の取引は、特に記載するものを除き、すべて国内において行われたものである。
- (4) 甲社は、設立以来、前課税期間まで継続して課税事業者であった。
- (5) 特に記載のあるものを除き、課税仕入れは適格請求書発行事業者からの仕入れであるものとし、課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等は、法令に従って保存されている。
- (6) 売上税額及び仕入税額は、割戻し計算により行うものとし、金額の計算過程において生じた1円未満の端数は切り捨てることとする。
- (7) 当課税期間における中間納付税額はない。

〈資料〉

1. 当課税期間の損益計算書の内容は、次のとおりである。

損 益 計 算 書				
		自令和7年4月1日	至令和8年3月31日	(単位：円)
商 品 仕 入 高		52,380,000	商 品 売 上 高	80,000,000
水 道 光 熱 費		7,460,000	受 取 利 息 配 当 金	280,000
減 価 償 却 費		996,000	社 宅 使 用 料 収 入	820,000
			祝 金 収 入	300,000

2. 損益計算書の内容に関して付記すべき事項は、次のとおりである。

- (1) 「商品売上高」は、国内における課税売上高76,500,000円（軽減税率を適用）及び国外支店における国外売上高3,500,000円の合計額である。
- (2) 「受取利息配当金」のうち240,000円は所有株式の配当金であり、残額は全て貸付金の利息である。
- (3) 「社宅使用料収入」は、甲社の従業員に貸し付けている社宅の使用料を収受したものである。
- (4) 「祝金収入」は、創業30周年記念に伴い得意先から収受したものである。
- (5) 「商品仕入高」は、国内における課税仕入高46,080,000円及び輸入による仕入高6,300,000円（うち、輸入の際税関に納付した消費税額197,000円、地方消費税額55,500円）の合計額である。なお、税率は軽減税率適用とする。
- (6) 「減価償却費」には、当課税期間に購入した商品配送用トラック（購入価格2,600,000円）に係るもの348,000円が含まれている。

この申告書による消費税の税額の計算		計 算 過 程	
課 税 標 準 額	<input type="text"/>	[課税標準額の計算] ( <input type="text"/> 円未満切捨) $\frac{\text{A}}{\text{B}} = \text{C} \rightarrow \text{D}$	
消 費 税 額	<input type="text" value="C"/>		
控 除 過 人 調 整 税 額		[消費税額の計算] $\text{E} \times \text{B} \% = \text{C}$	
控 除 税 額	控 除 対 象 仕 入 税 額	<input type="text" value="L"/> [課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算] (1) 課税売上割合 ① 課税売上額 (税抜き) <input type="text"/> ② 課税資産の譲渡等の対価の額 <input type="text" value="D"/> ③ 非課税売上額 <input type="text" value="E"/> = <input type="text"/> ④ 資産の譲渡等の対価の額 ② + ③ = <input type="text"/> ⑤ 課税売上割合 $\frac{\text{②}}{\text{④}} = \frac{\text{F}}{\text{G}} = \text{H} \% \geq 95\%$ (2) 課税売上高5億円判定 <input type="text"/> <input type="text" value="G"/> 500,000,000 ∴ 全額控除 (3) 課税仕入れ等の税額 ① 課税仕入れに係る消費税額 (イ) 税率6.24%適用分 $\text{I} \times \frac{\text{J}}{\text{K}} = \text{H}$ (ロ) 税率7.8%適用分 <input type="text"/> + <input type="text"/> = <input type="text"/> $\text{I} \times \frac{\text{L}}{\text{M}} = \text{N}$ (ハ) (イ) + (ロ) = <input type="text"/> ② 課税貨物に係る消費税額 <input type="text" value="J"/> ③ ① + ② = <input type="text"/> (4) 仕入れに係る消費税額 ① 税率6.24%適用分 <input type="text"/> + <input type="text"/> = <input type="text" value="K"/> ② 税率7.8%適用分 <input type="text"/> ③ ① + ② = <input type="text" value="L"/>	
	控 除 税 額	返 還 等 対 価 に 係 る 税 額	[納付税額の計算]
		貸 倒 れ に 係 る 税 額	(1) 差引税額 ( <input type="text"/> 円未満切捨) $\text{O} - \text{P} = \text{Q} \rightarrow \text{R}$
		控 除 税 額 小 計	(2) 納付税額 <input type="text" value="M"/>
		控 除 不 足 還 付 税 額	
		差 引 税 額	
		中 間 納 付 税 額	
		納 付 税 額	<input type="text" value="M"/>
		中 間 納 付 還 付 税 額	
	この申告書による地方消費税の税額の計算		計 算 過 程
地方消費税の課税標準となる消費税額	控 除 不 足 還 付 税 額	[納付譲渡割額の計算]	
	差 引 税 額	(1) 譲渡割額 ( <input type="text"/> 円未満切捨) $\text{S} \times \text{N} = \text{T} \rightarrow \text{U}$	
譲渡割額	還 付 税 額	(2) 納付譲渡割額 <input type="text"/>	
	納 税 額		
	中 間 納 付 譲 渡 割 額		
	納 付 譲 渡 割 額		
	中 間 納 付 還 付 譲 渡 割 額		
消費税及び地方消費税の合計 (納付又は還付) 税額	<input type="text" value="O"/>	$\text{V} + \text{W} = \text{O}$	

【令和7年度巡回監査士補試験】消費税法

問題番号	解答欄	模範解答
第1問	A	1. 事業
第1問	B	5. 対価
第1問	C	9. 譲渡
第1問	D	4. 譲渡等
第1問	E	6. 非課税
第1問	F	2. 前々年
第1問	G	7. 2年
第1問	H	3. 1年
第1問	I	11. 外国貨物
第1問	J	12. 棚卸資産
第1問	K	13. 100/110
第1問	L	10. 100万円
第1問	M	15. 登録
第2問	(1)	○
第2問	(2)	○
第2問	(3)	×
第2問	(4)	×
第2問	(5)	○
第2問	(6)	○
第2問	(7)	×
第2問	(8)	○
第3問	A	2,400,000
第3問	B	200,000
第3問	C	0
第3問	D	300,000
第3問	E	2,636,000
第4問	A	12. 課税仕入れ
第4問	B	19. 78/100
第4問	C	18. 7.8/110
第4問	D	7. 95%
第4問	E	8. 個別対応方式
第4問	F	9. 一括比例配分方式
第4問	G	2. 2年
第4問	H	4. 帳簿及び請求書等
第4問	I	15. 帳簿のみ

問題番号	解答欄	模範解答
第5問	(1)	5
第5問	(2)	5
第5問	(3)	4
第5問	(4)	3
第5問	(5)	6
第5問	(6)	2
第5問	(7)	3
第5問	(8)	4
第5問	(9)	4
第6問	A	13. 控除対象仕入税額
第6問	B	7. 適格請求書発行事業者
第6問	C	12. 8年
第6問	D	11. 免税事業者
第6問	E	14. 課税期間特例
第6問	F	5. 確定申告書
第7問	A	76,500,000
第7問	B	6.24
第7問	C	4,419,979
第7問	D	70,833,333
第7問	E	(280,000-240,000)+820,000
第7問	F	71,693,333
第7問	G	≤
第7問	H	2,662,400
第7問	I	10,060,000
第7問	J	197,000
第7問	K	2,859,400
第7問	L	3,572,745
第7問	M	847,200
第7問	N	22/78
第7問	O	1,086,100